



平成29年11月10日

各 位

会社名 長谷川香料株式会社
代表者名 取締役社長 海野 隆雄
(コード番号 4958 東証第1部)
問合せ先 常務執行役員経営企画部長 中村 稔
(TEL. 03-3241-1151)

定款一部変更及び補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、平成29年11月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「補欠監査役1名選任の件」を平成29年12月21日開催予定の第56回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 (選任方法) 第30条 (条文省略) 2. (条文省略) (新設)	第5章 監査役および監査役会 (選任方法) 第30条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現行定款	変更案
(任期) 第 31 条 (条文省略) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第 31 条 (現行どおり) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 12 月 21 日

定款変更の効力発生日 平成 29 年 12 月 21 日

2. 補欠監査役 1 名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役片岡康二氏の補欠として、予め補欠監査役 1 名を選任するものであります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴
すがわら としや 菅原 俊也 (昭和 34 年 9 月 27 日生)	昭和 57 年 4 月 当社入社 平成 18 年 6 月 当社フレーバー研究所フレーバー研究第 4 部長 平成 20 年 6 月 当社深谷事業所品質管理センター長 平成 22 年 8 月 当社深谷事業所深谷工場製造第 1 部長 平成 25 年 12 月 長谷川香料(蘇州)有限公司 総経理(現任) 平成 26 年 12 月 当社理事(現任)

(注) 1. 菅原俊也氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 補欠監査役候補者とした理由

菅原俊也氏は、当社入社以来、研究開発・品質管理・製造・海外出向と、多岐にわたる業務を経験し、幅広い見識を有しております。特に中国現地法人では総経理として経営に携わってまいりました。このような経験により、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠監査役候補者といたしました。

以上